奈良市監査委員告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により定期監査を実施 したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市監査委員東口喜代一同中本勝同宮池明同内藤智司

奈 監 第 116 号 令和6年3月29日

奈 良 市 長 仲川 元庸 様 奈 良 市 議 会 議 長 北 良晃 様 奈 良 市 教 育 長 北谷 雅人 様 奈良市選挙管理委員会委員長 植田 茂 様

奈良市監査委員東口喜代一同中本勝同宮池明同内藤智司

定期監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により定期監査を実施 したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 監査対象

市民部 市民課(市民サービスセンターを含む。) 斎苑管理課

共生社会推進課

男女共同参画室

人権文化センター(中、東、南)

西部出張所 (総務課、住民課)

(消防局) 総務課 予防課 救急課

(教育委員会)

教育部 教育総務課 教育施設課 地域教育課 学校教育課

いじめ防止生徒指導課 保健給食課 一条高等学校事務室

中学校 三笠 若草 ならやま 平城

小学校 椿井 鼓阪 佐保 平城 柳生 興東 鳥見 大安寺西

鼓阪北 佐保川

選挙管理委員会事務局

2 監查期間

令和6年1月16日から令和6年3月28日まで

3 監査方法

令和4年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和5年5月末日現在(一部は同年3月末日現在)の資料に基づき、地方自治法第199条第2項の趣旨も踏まえ、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施しました。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと 認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講 じられたい。

また、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

なお、一部の課において監査結果を出せなかった案件があるため継続監査としている。

市民部

市民課(市民サービスセンターを含む。)

【指摘】

マイナンバーカードの普及促進用の図書カードについて、管理状況を確認したところ、在庫枚数の管理ができている状況ではなかった。

図書カードは現金等価物であり、紛失や盗難のリスクがあるため、購入枚数 及び配布枚数等を的確に把握し、在庫枚数を適切に管理されたい。

市民課(市民サービスセンターを含む。)

西部出張所 住民課

【指摘】

住民票等の発行業務を担っている複数の部署において、減免対象外の住民票

記載事項証明手数料を誤って減免している事例があった。

この主な原因は、令和4年4月から減免基準が変更されたことについて、市 民課から関係部署への情報伝達が適切に行われていなかったことによるもの であった。

制度変更等があった場合には、関係部署との情報共有を十分に行った上で、 適正に収納事務を行われたい。

斎苑管理課

【意見】

東山霊苑フェンス設置工事ほか2件の工事について、業者選定が3者による 見積り合わせにより行われており、いずれも3者のうち2者の見積額が事前公 表している予定価格を超え、残る1者の見積額が予定価格範囲内の近似値であ り、当該業者が契約相手方に選定されていた。

このような状況となった際には、見積状況について業者から聴き取りを行う、 次回以降の工事発注の際には別の業者から見積書を徴取する、あるいは、予定 価格の設定が妥当であったのか検証を行うなど、契約手続の妥当性について説 明責任を果たせるよう努められたい。

共生社会推進課

【指摘】

所管課が管理する公有財産(建物)について、老朽化のため取り壊されていたが、公有財産台帳からの削除処理がなされていなかった。

公有財産については、以前から決算審査意見書において、「全ての異動情報の登録業務を手動で行う必要があるため、ヒューマンエラーが起こる内部統制上のリスクが極めて高いと言え、登録が適時になされなければ、市の財産の状況が適切に把握できないことになる。」と意見を述べてきたところである。

公有財産は、取得、処分等の際には公有財産台帳を漏れなく更新した上で、 適切に管理されたい。

【意見】

奈良市人権教育推進協議会の事務局は、会則により共生社会推進課内に置く とされており、同課において事務局業務を担っているが、所管課の事務分掌に は協議会の事務を行う旨の記載がされていなかった。

協議会には市から補助金が交付されていることから、補助金の申請者と交付者が同一にならないよう、事務局業務を極力外部に移管するよう努められたい。 それでもなお、職員が行うことの必要性があると判断された場合は、公務とし ての位置付けを明確にするため、所管課の事務分掌に「奈良市人権教育推進協議会の事務局に関すること。」を明記されたい。あわせて、協議会の担当者と市の補助金交付担当者が課内で同一人とならないようにするなど、事務処理の透明性について説明責任を果たせるよう努められたい。

また、協議会会計の入出金状況を確認したところ、支出伺書等による決裁手続がなされていなかった。

準公金には内部統制上のリスクがあるため、リスクを認識した上で、取扱い についてのルールを定め、これに基づき書類を整備し決裁手続を行うなど適切 に事務処理を行われたい。

(教育委員会)

教育部

地域教育課

【指摘】

単価契約で実施されている、奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業(バンビーランチ)において、事業の実施起案及び単価契約締結に係る起案の決裁区分が本来の決裁権者ではなく部長専決となっていた。

実施起案及び単価契約の決裁区分については、奈良市事務専決規程(平成14年奈良市訓令甲第1号)及び奈良市教育委員会事務専決規程(昭和49年奈良市教育委員会訓令甲第3号)に規定する支出負担行為の決定額に予算額(執行見込額)を照らして判断し、また、内容の重要性等により上位者の決裁を受ける運用がなされている。

当該事業は需用費であり、予算額(執行見込額)が1,000万円以上であることから、実施起案及び単価契約の決裁区分は副市長以上となる。

適正な決裁権者まで決裁を受けられたい。

【指摘】

奈良市青少年野外活動センターの指定管理について、基本協定書を査閲したところ、指定管理者が自主事業を実施する場合、事前に市へ事業計画及び収支予算を提出し承認を受けることとされていた。しかし、指定管理者が施設内で物品の販売やレンタルを行っていたことなどについて、市は事業計画等の提出を受けておらず、承認行為を行っていなかった。

また、基本協定書には、自主事業の実施状況及び収支報告の提出を求めることまでは規定されていなかった。

基本協定書に基づき、事業計画等の提出を受けた上で、事業承認されたい。なお、その際には、指定管理者から使用料を徴収することについて検討するな

ど、必要な手続を取られたい。

あわせて、自主事業については、計画のみならず実績についても重要な情報であることから、実施状況及び収支報告の提出を求めることを基本協定書に明記した上で実績報告を受け、施設所管課として指定管理者による自主事業の状況を適切に把握されたい。

学校教育課

【意見】

奈良ユネスコ協会の事務局は、会則により学校教育課内に置くとされており、 同課において事務局業務を担っているが、所管課の事務分掌には「ユネスコに 関すること。」としか記載されていなかった。

任意団体の事務局業務について、職員が行う必要性があるとするならば、公務としての位置付けを明確にするため、所管課の事務分掌に「奈良ユネスコ協会の事務局に関すること。」を明記されたい。

また、協会会計の入出金状況を確認したところ、支出伺書等による決裁手続がなされておらず、また、出納簿も作成されていなかった。

事務の誤りや不正な入出金を防ぐために、取扱いについてのルールを定め、 これに基づき書類を整備し決裁手続を行うなど適切に事務処理を行われたい。

保健給食課

【指摘】

令和4年度決算における学校給食費収入の収入未済額について、財務会計システムの計数と債権管理システムにおける個々の債権の合計額とを照合したところ、一致していなかった。

決算の収入未済額は滞納繰越事務を行う際の重要な情報であり、正確な額を 把握していないと債権管理を適正に行うことができなくなる。

不一致の原因を早急に究明し、正確な計数を把握されたい。

【指摘】

学校給食費収入(私債権)について、債権管理システムのデータを抽出して 査閲したところ、ほとんどの債権において時効の更新事由である督促等の情報 が入力されておらず、消滅時効の管理ができている状況ではなかった。

また、令和2年の民法改正に伴い消滅時効の期間が変更されるなど取扱いに変更点が生じているが、債権管理システムに改正情報が反映されていなかった。

時効の管理が適正に行われていなければ、債務者から時効の援用があった場合に誤って不納欠損処分を行ってしまうなどのおそれがある。

時効は、債権を管理する上で重要な情報であるため、関係法令の最新情報に も十分留意の上、適正に管理されたい。

【指摘】

教育委員会の附属機関である奈良市学校結核対策委員会の委員に対して、費用弁償が支給されていなかった。

委員がその職務のために旅行したときは、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)の規定により、あらかじめ定められた額を費用弁償として支給する必要がある。

今後は、条例の規定に基づき支給額をあらかじめ定めた上で、適正に支給されたい。

【意見】

日本スポーツ振興センター災害共済の給付金については、所管課長名義の通帳に一旦入金され、そこから各学校が管理する通帳に振り込み、各学校から保護者へ給付されている。

当該給付金は、学校の管理下で発生した子どもの負傷等に対する災害給付金であり、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の5第2号に基づき、歳入歳出外現金で保管することができるものである。

公式な手続を踏まえることにより管理上のリスク軽減が図れるよう、歳入歳出外現金にて保管するように改められたい。

【意見】

給食調理業務委託において、市が新たに購入した調理器具を受託業者へ無償 で貸与する契約となっていた。

業務委託については、厚生労働省・都道府県労働局発行の「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」において、受託業者は、請負契約により請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方(発注者)から独立して処理するものであることとされており、また、受託業者が使用する機械、資材等が相手方から借入れ又は購入されたものについては、別個の双務契約(契約当事者双方に相互に対価的関係をなす法的義務を課する契約)による正当なものであることが必要であるとされている。

このことから、給食調理業務委託において使用される調理器具については、 受託業者によって調達されることが基本となる。それでも、市が管理する調理 器具を貸与する際には、別個の賃貸借契約を締結した上で、受託業者が費用を 負担するなど、労働者派遣との違いを明確にされたい。

一条高等学校事務室

【指摘】

教員の旅費支給については、各種会議出席、各種大会参加、引率等、支給事 由が様々であり、また、対象人数も多いため、旅行命令漏れがないか、実際に 旅行したか、旅費対象か教員特殊業務手当か、支給漏れがないかなど、支給に 係る留意点が多い業務となっている。

これらの点を踏まえ、教員の旅費に関する書類を査閲したところ、支給漏れの事例が見受けられた。

教員の旅行命令については、庶務事務システムで管理できず、書面での手続であることから、旅費の支給状況の把握が不十分であると支給漏れのリスクがある。

旅費の執行状況について定期的に確認を行い、支給漏れのないよう徹底され たい。